

観音寺市内の公民館における 自動販売機設置業者募集要項

令和8年2月
観音寺市中央公民館

目 次

1	公募物件概要	1
2	自動販売機の設置条件等	1
3	応募資格要件	2
4	応募書類等	3
5	応募申込手続	4
6	賃貸借契約書の締結等	5
7	問い合わせ先	5
	様式第1号（応募申込書）	6
	様式第2号（誓約書）	7
	様式第3号（販売計画書）	8
	様式第4号（委任状）	9
	様式第5号（辞退届）	10
	様式第6号（質問書）	11

観音寺市内の公民館における自動販売機設置事業者募集要項

観音寺市が行う飲料用自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をご確認いただき、次の事項を御承知の上、お申し込みください。

1 公募物件概要

物件番号	設置場所		所在地	
	設置台数	販売品目	使用許可面積	最低販売手数料、内容等
1	観音寺東公民館		観音寺市茂西町一丁目1番28号	
	1台	お茶、コーヒー等	1m ² 程度	5%
2	観音寺南公民館		観音寺市観音寺町甲2942番地1	
	1台	お茶、コーヒー等	1m ² 程度	5%
3	高室公民館		観音寺市高屋町884番地	
	1台	お茶、コーヒー等	1m ² 程度	5%
4	常磐公民館		観音寺市植田町458番地3	
	1台	お茶、コーヒー等	1m ² 程度	5%
5	柞田公民館		観音寺市柞田町丙1537番地	
	1台	お茶、コーヒー等	1m ² 程度	5%
6	木之郷公民館		観音寺市木之郷町795番地	
	1台	お茶、コーヒー等	1m ² 程度	5%
7	豊田公民館		観音寺市原町270番地1	
	1台	お茶、コーヒー等	1m ² 程度	5%
8	栗井公民館		観音寺市栗井町1516番地	
	1台	お茶、コーヒー等	1m ² 程度	5%
9	一ノ谷公民館		観音寺市古川町85番地1	
	1台	お茶、コーヒー等	1m ² 程度	5%
10	萩原公民館		観音寺市大野原町萩原2363番地1	
	1台	お茶、コーヒー等	1m ² 程度	5%

2 自動販売機設置の条件等

(1) 設置事業者

設置事業者は1者とし、上記1の公募物件(10台)全てに自動販売機を設置するものとします。

(2) 使用料等

① 貸付期間

設置の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

② 貸料

自動販売機設置の賃貸料については、応募者が提案する売上金額に対する賃貸料（売上金額の5パーセントを下限とする。）に基づき算出した額に、観音寺市行政財産の目的外使

用に関する使用料条例（平成19年観音寺市条例第32号）別表の規定による算出額を合せた金額とします。

③ 電気料

電気料については、観音寺市自動販売機設置及び管理に関する要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づくものとします。

④ 上下水道料

上下水道を使用する場合の上下水道料金については、要綱第10条の規定に基づくものとします。

⑤ その他必要経費等

その他必要経費等については、設置事業者の負担とします。

⑥ 設置機種

設置機種については、災害対応型の飲料用自動販売機とします。

ただし、カップ式自動販売機は対象機種から除くこととします。

（3）使用上の制限、維持管理責任等

① 6の（1）の賃貸借契約書に規定する使用目的、設置基準等を遵守すること。

② 自動販売機を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

③ 販売品の搬入時間及び廃棄物の搬出時間並びに経路については、職員の指示に従うこと。

④ 酒類の販売は行わないこと。

⑤ 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。

また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。

⑥ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台につき回収ボックス1個を設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。

⑦ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

⑧ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで、安全な設置すること。

⑨ その他使用上の制限、維持管理責任等については、要綱、関係法令等を遵守すること。

3 応募資格要件

（1）応募資格は、要綱第3条の規定に基づき、次に掲げる法人、個人又は団体（以下「法人等」という。）で自動販売機の設置業務において1年以上の運営経験を有しているものとします。

① 香川県内に本店、支店又は営業所を有する法人

② 市内に住所を有する個人事業者

③ 要綱第3条に規定する市内に事務所等を置く社会福祉法人等

（2）前項に掲げる法人等が次の各号のいずれかに該当する場合は、応募することができません。

① 法律行為を行う能力を有しないもの

② 法人等の役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいること。

③ 地方自治法施行令第167条の4に規定するもの

④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っているもの

⑤ 市税、香川県税、法人税、消費税、地方消費税等を滞納しているもの

- ⑥ 本市から指名停止措置、暴力団等排除措置等を受けているもの
- ⑦ 本市が実施した設置事業者の公募において、契約締結後、正当な理由なく辞退し、若しくは契約解除され、又は虚偽の申告をしたもの

4 応募書類等

(1) 応募書類

応募に当たっては、次の書類を提出してください。

① 応募申込書	様式第1号
② 誓約書	様式第2号
③ 販売計画書	様式第3号
④ 委任状（必要がある場合のみ）	様式第4号
⑤ 財務状況を明らかにする書類（直近2事業年度分） <法人>貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類 <個人>所得税確定申告書の写し	任意様式
⑥ 納税証明書（直近事業年度分） 市税、香川県税、法人税、消費税、地方消費税等を滞納していないことの証明書	当該証明書
⑦ その他資格要件を証明する書類等（登記簿謄本、身分証明書 又は住民票の写しは、発行後3か月以内のものとします。） <法人>当該法人の登記簿謄本、定款、規約、会社概要等 <個人>市が発行する身分証明書又は住民票の写し 事業内容及び実績等がわかるもの	当該様式、任意様式
⑧ その他市長が必要と認める書類	所管課に確認すること。

※ ただし、市の自動販売機設置者募集において、⑥及び⑦の提出書類の原本を市の機関に提出している場合は、原本提出先を明らかにした上で、写しによる提出を可能とします。

(2) 提出部数

提出部数は、正1部、副1部（1部は、片面A4縦複写、クリップ留め）の計2部を提出してください。

(3) 留意事項

- ① 応募書類は、日本産業規格のA4の大きさとします。ただし、証明書等やむを得ないものについては、その他の規格の使用を認めることとします。
- ② 提出期間後の応募書類の再提出及び差し替えは原則として認めません。
- ③ 提出された応募書類は、設置事業者の選定以外には原則として使用しません。
- ④ 提出された応募書類は、選定事務に必要な範囲で複製を作成することができます。
- ⑤ 市が必要と認める場合には、追加資料を求めることがあります。
- ⑥ 応募書類の提出に係る経費は、全て応募者の負担とします。
- ⑦ やむを得ない理由により、応募を辞退することが明らかになった場合は、辞退届（様式第5号）を提出してください。
- ⑧ 提出された応募書類は返却しません。

- ⑨ 提出された書類の著作権は、作成団体に帰属します。ただし、設置事業者公募に関する公表等に必要な場合は、その提出書類の全部又は一部を使用することができるものとします。
- ⑩ 提出された応募書類は、観音寺市情報公開条例（平成25年観音寺市条例第2号）に基づき開示する場合があります。

5 応募申込手続

応募申込手続等のスケジュールは、次のとおりです。

① 募集要項の配布	2月10日（火）～3月10日（火）
② 募集要項等に関する質問の受付	2月12日（木）～2月19日（木）
③ 質問に対する回答	2月25日（水）以降随時
④ 応募書類の受付	3月3日（火）～3月11日（水）
⑤ 設置予定事業者の選定	3月17日（火）
⑥ 選定結果の通知等	3月中旬
⑦ 貸貸借契約書の締結	3月中旬以降3月末日
⑧ 設置事業者による事業開始	8年4月1日（水）

（1）応募スケジュールの具体的な内容

① 募集要項の配布

i) 期間 令和8年2月10日（火）から同年3月10日（火）まで
(日曜日及び祝日を除く。)

ii) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで

iii) 場所 観音寺市中央公民館（本庁舎に隣接）

※ 募集要項は、観音寺市ホームページからダウンロードすることができます。

② 募集要項等に関する質問の受付

募集要項その他配布資料に関する質問を次のとおり受け付けます。

i) 期間 令和8年2月12日（木）から同年2月19日（木）まで

ii) 方法 質問書（様式第6号）に記入のうえ、持参、郵送、電子メール、FAX等で提出してください。なお、持参以外の方法で提出した場合は、電話により必ず到着確認を行ってください。

③ 質問に対する回答

市のホームページに回答を掲載します。

④ 応募書類の受付

i) 期日 令和8年3月3日（火）から同年3月11日（水）まで
(日曜日を除く。)

ii) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

iii) 方法 観音寺市中央公民館まで持参又は郵送（当日消印有効）してください。

iv) 提出先 〒768-8601 観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市中央公民館 行き

※ 電子メール及びFAXでの提出は認めません。

(2) 設置予定事業者の選定

設置予定事業者の選定は、提出された販売計画書等により総合的に審査し、決定します。

(3) 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 応募方法の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかつたとき。
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ③ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- ④ 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- ⑤ 本件の関係者に対し不当な接触等が認められるとき。
- ⑥ その他、本要項に定める条件等を満たしていない場合など、審査を行うにあたつて不適当と認められるとき。

(4) 選定結果の通知等

選定結果については、応募者全員に、3月中旬に文書にてお知らせします。

また、ホームページに設置予定事業者の法人・個人・団体の区分を掲載します。

6 賃貸借契約書の締結等

(1) 賃貸借契約書の締結

設置予定事業者は、自動販売機設置に関する細目について市と協議し、賃貸借契約書の締結を行います。

(2) 賃貸借契約書締結の解除

次の事項に該当する場合は、設置事業者との賃貸借契約書の締結を解除するものとします。

なお、締結の解除に伴う自動販売機撤去等に関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

- ① 賃貸借契約書の締結後、当該契約の履行期間中に、本市から指名停止措置又は暴力団等排除措置等を受けた場合
- ② その他設置事業者が本件契約の相手方として不適当と認められる場合

7 問い合わせ先

観音寺市教育文化振興課

観音寺市中央公民館

〒768-8601 観音寺市坂本町一丁目1番1号

電話：0875-23-3944 FAX：0875-23-3936

E-mail : chuuou_kouminkan@city.kanonji.lg.jp

様式第1号

応募申込書

令和 年 月 日

観音寺市長 佐伯明浩様

所在地

法人名等

印

担当者名

電話番号

FAX

E-mail

募集要項の各条項を承知の上、観音寺市公民館等における自動販売機設置事業者募集について、次のとおり資料を添えて応募します。

※ 添付書類

- ① 誓約書（様式第2号）
- ② 販売計画書（様式第3号）
- ③ 委任状（様式第4号）<必要がある場合のみ提出してください。>
- ④ 財務状況を明らかにする書類（直近2事業年度分）
<法人>貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
<個人>所得税確定申告書の写し
- ⑤ 納税証明書（条件により写しも可）
市税、香川県税、法人税、消費税、地方消費税等を滞納していないことの証明書
- ⑥ その他資格要件を証明する書類等（登記簿謄本、身分証明書又は住民票の写しは、発行後3か月以内のものとします。）（条件により写しも可）
<法人>当該法人の登記簿謄本、定款、規約、会社概要等
<個人>市が発行する身分証明書又は住民票の写し
事業内容及び実績等がわかるもの
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

誓 約 書

令和 年 月 日

観音寺市長 佐 伯 明 浩 様

所 在 地

法人名等

印

貴市における自動販売機設置事業者の申込みについて、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

記

- 1 自動販売機の設置業務において、1年以上の運営経験を有していること。
- 2 法律行為を行う能力を有すること。
- 3 法人等の役員が破産者及び禁固以上の刑に処せられていないこと。
- 4 地方自治法施行令第167条の4に規定するものでないこと。
- 5 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。
- 6 市税、香川県税、法人税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
- 7 本市から指名停止措置、暴力団等排除措置等を受けていないこと。
- 8 本市が実施した設置事業者の公募において、契約締結後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告をしていないこと。

※ 現在、本市の施設において自動販売機を設置している場合は、施設名、所在地、設置期間を記載してください。

施 設	所 在 地	設置期間

様式第3号

販売計画書

令和 年 月 日

観音寺市長 佐伯明浩様

所在地

法人名等

印

1 事業履歴

事業を行った時期・期間	事業所在地、事業内容
年～現在(年間)	事業所在地： 事業内容：

2 事業計画

(1) 管理運営の基本方針について

(2) 商品リスト及び販売価格等

①自動販売機の種類等 (取扱説明書に記載の仕様書の写し又はカタログ等を添付してください。)

②販売予定の商品、定価及び販売価格 (別紙可)

③売上金額に対する賃貸料

下記のとおり提案します。

物件番号	賃貸料	
	売上金額の	%
	売上金額の	%

④その他 (商品の設置、変更等について、特記すべき事項があれば記載してください。)

(3) ゴミ、廃棄物の処理方法等

①環境問題に係る取組

②自動販売機の空き缶、空きペットボトル等の処理方法

③その他 (特記すべき事項があれば記載してください。)

様式第4号

委 任 状

令和 年 月 日

観音寺市長 佐 伯 明 浩 様

(委任者)

所 在 地

法人名等

印

次の者を代理人と定め、貴市における自動販売機設置事業者募集要項に付帯する一切の権限を委任します。

記

(受任者)

所 在 地

氏名 (法人名等)

印

様式第5号

辞退届

令和 年 月 日

観音寺市長 佐伯明浩様

所在地

法人名等

印

電話番号

FAX

E-mail

次の理由により観音寺市内の公民館における自動販売機設置事業者募集に係る申請を辞退します。

(理由)

質問書

令和 年 月 日

所在 地

法人名等

担当者名

所属職名

電話番号

F A X

観音寺市内の公民館における自動販売機設置事業者募集について、次のとおり質問します。

(質問事項)

(注)

- 1 質問が複数となる場合、内容を簡潔にまとめて記載してください。
- 2 持参以外の方法で提出する場合は、到着確認を電話により必ず行ってください。